

# 神大寺小学校PTA規約

## 第一章 総 則

### 第一条 (名 称)

この会は神大寺小学校PTA（以下「本会」という。）という。

### 第二条 (事務所)

本会は事務所を横浜市神大寺小学校（以下「本校」という）内におく。

### 第三条 (目 的)

本会は、本校に通う児童の保護者（以下「保護者」という）と本校に勤務する校長、副校長及び教職員（以下「教職員」という）が協力し、家庭と学校と社会における子どもたちの健全な成長をはかることを目的とする。

### 第四条 (方 針)

本会は民主的団体として下記の方針に基づき活動をする。

1. 本会は特定の政党や宗教にかたよることなく、営利を目的とする行為は行わない。
2. 本会または役員の名で公私の選挙の候補者を推薦しない。
3. 本会は児童青少年の福祉のために活動する他の社会教育団体及び機関と協力する。
4. 学校の人事、その他管理には干渉しない。

### 第五条 (活 動)

本会は第三条の目的を達成するために、次の活動を行う。

1. 保護者と学校との緊密な連絡によって、子どもたちの生活指導をする。
2. 保護者、学校及び地域と協力して子どもたちの安全な生活環境を作る。
3. 保護者と学校が協力して子どもたちのより楽しい学びの環境を作る。
4. 会員相互間の親睦を深める。

## 第二章 会 員

### 第六条 (会員の資格)

1. 本会の会員となることのできる者は次のとおりである。
  - (1) 保護者
  - (2) 教職員
2. 会員はすべて平等の権利と義務を有する。
3. 会員は毎年行う入会の意思確認による意思表示をもって会員資格を取得する。

## 第三章 役員及び会計監査

### 第七条 (役員の種類)

本会は次の役員をおく。

1. 会 長 1名 (保護者)
2. 副 会 長 2名 (保護者)
3. 書 記 2名 (保護者・教職員 各1名)
4. 会 計 2名 (保護者 1名・教職員 1名)
5. 会計監査 3名 (保護者)

### 第八条 (役員任期)

1. 役員任期は一年とし再任を妨げない。  
ただし、会計及び会計監査においては在任年度の収支報告書の作成及び監査終了までをその任期とする。
2. 任期終了後でも、後任者との事務引継ぎに関して協力するように努める。

### 第九条 (役員兼任)

役員は兼任することができない。

#### 第十条（役員を選任）

役員は役員候補者推薦委員会において選出する。なお選出手続き等は細則で定める。ただし教職員の書記および会計は校長に一任する。

#### 第十一条（役員の任務）

役員の任務は次のとおりである。

1. 会長は本会を代表する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合はその代理をつとめる。
3. 書記は総会、役員会および実行委員会の議事を記録し、各種会合の通知等の庶務事項をつかさどる。
4. 会計は本会の収入支出の金銭その他の財産の管理をなし、次年度始め総会に会計監査の承認を得た決算の報告をする。
5. 会計監査はその年度の会計を監査し、その結果を次年度の定期総会において報告する。

## 第四章 会 議

#### 第十二条

本会には次の会議をおく。

1. 総会
2. 実行委員会
3. 役員会

#### 第十三条（総会）

総会は、この会の最高決議機関である。

##### 1. 構成

全会員によって構成される

##### 2. 総会の種類

総会は定期総会・臨時総会がある。

###### ① 定期総会

定期総会は、各年度一回、原則として五月に開催する。やむを得ない事情により開催が出来ない場合、会長は開催を延期することが出来る。

###### ② 臨時総会

臨時総会は次のいずれかの場合に開催できる。

イ 会員の五分の一以上のものが会議の目的事項を示して要求したとき

ロ 役員会又は実行委員会が必要と認めたとき”

##### 3. 開催方法

総会は会長が招集し、開催日の少なくとも7日前までに開催日時・場所及び付議すべき議案を書面もしくは電磁的記録により通知をしなければならない。

##### 4. 成立

総会は会員の五分の一の出席で成立する。ただし、委任状を含む。

##### 5. 決議方法

出席者及び委任状の過半数により決議される。

##### 6. みなし決議

実行委員会が定期総会又は臨時総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき過半数の会員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の定期総会又は臨時総会の決議があったものとみなす。

##### 7. 付議事項

以下の事項については総会において決議をしなければならない。

- (1) 規約の改廃
- (2) 活動報告及び収支決算報告
- (3) 新年度計画案及び予算案
- (4) その他会長が必要と認めた事項

#### 第十四条（実行委員会）

実行委員会は総会に次ぐ決議機関である。

##### 1. 構成

本会の役員と常任委員会の正副委員長および校長、副校長によって構成される

#### 2. 開催方法

役員会は会長が招集し、開催日の少なくとも5日前までに開催日時・場所及び付議すべき議案を書面もしくは電磁的記録により通知をしなければならない。

#### 3. 成立

実行委員会は役員及び常任委員会の正副委員長の三分の二の出席で成立する。ただし、委任状を含む。

#### 4. 決議方法

出席者及び委任状の過半数により決議される。

#### 5. 付議事項

以下の事項は、実行委員会において決議する。

- (1) 本会の目的および能力に応じた各種企画の承認。
- (2) 総会議案の決議。
- (3) 運営に関する細則の改版。
- (4) 総会提出議案の審議ならびに収支報告書等の作成。
- (5) その他会長諮問事項の審議。

#### 第十五条（役員会）

役員会は必要に応じて会長が招集する。また、本会は、会長、副会長、書記及び会計により構成される。

## 第五章 各種委員会

#### 第十六条（委員会の種類）

委員会は常任委員会、特別委員会、役員候補者推薦委員会の三種がある。

#### 第十七条（常任委員会）

本会の活動を促進し、運営を円滑にするため、またより専門的に実施するために常任委員会をおく。常任委員会について必要な事項は細則で定める。

#### 第十八条（特別委員会）

会員は必要に応じその目的を達成するため実行委員会にはかつて、特別の委員会構成をすることができる。

#### 第十九条（役員候補者推薦委員会）

本会の役員候補者を選出するために、役員候補者推薦委員会をおく。役員候補者推薦委員会について必要な事項は細則で定める。

## 第六章 会 計

#### 第二十条（経 費）

1. 本会の経費は会費およびその他の収入をもって支弁する。
2. 会費は、本会の活動以外に使用してはならない。

#### 第二十一条（会 費）

会員は次の会費を納めることとする。

1. 会費は1世帯及び1教職員につき年額四千二百円とする。
2. 会費の徴収は年1回6月の定める日に行う。

#### 第二十二条（決 算）

本会の決算は会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

#### 第二十三条（予 算）

本会の経費は第三条の目的達成のため毎年度始めに役員会において予算案を立案し実行委員会の審議を経、年度初めの総会にはかつて年度予算を決定する。

#### 第二十四条（会計年度）

本会の会計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終わる。

## 第七章 個人情報保護

### 第二十五条（個人情報保護の取り扱い）

本会がPTA活動を推進するために必要とする個人情報の取得、利用、提供および管理については、「個人情報取扱規則」に定め、適正に運用するものとする。

## 第八章 附 則

### 第二十六条（規約改正）

本会の規約は総会において出席者の三分の二以上の賛成により改正することができる。ただし総会開催の通知および改正案を7日前に会員に知らせなければならない。

### 第二十七条（細則）

本会の運営に関する細則は実行委員会において定める。

### 第二十八条（実施の期日）

改正規約を令和三年四月一日より施行する。

付則

昭和五十四年四月一日	改正
昭和六十三年四月一日	一部改正
平成十年四月一日	一部改正
平成十年四月一日	一部改正
平成十三年六月一日	改正
平成二十一年四月一日	一部改正
平成二十一年二月一日	一部改正
平成二十八年四月一日	一部改正
令和元年五月二十一日	一部改正
令和二年四月一日	一部改正

〈役員候補者推薦委員会ならびに役員選出手続きに関する規定〉

会則第十条および第十九条にもとづき本規程を設ける。

第一条 (構成)

役員候補者推薦委員会(以下「推薦委員会」)は、選出された保護者及び教職員 2 名の委員(以下「推薦委員」)をもって構成する

第二条 (推薦委員の選出)

推薦委員は次の要領で選出する。

- ① 毎年2月に行う委員希望調査票により保護者の中から希望者を募り会長が選出する。
- ② 教職員の中から互選により2名の委員を選出する。

第三条 (推薦委員の氏名公表)

選出された推薦委員の氏名はその活動をするにあたり会員に公表する。

第四条 (推薦委員の欠員)

保護者の中から推薦委員の希望者がいない時は役員が代行する。

第五条 (役員を選考)

推薦委員は役員候補者を、次の要領により選出する。

- ① 保護者より役員候補者を公募する。
- ② 役員候補者本人の同意を得て、信任投票の少なくとも十日前にその氏名を会員へ公示する。
- ③ 保護者への信任投票を行い、信任結果をもって役員を決定する。

第六条 (役員の就任)

新たに選ばれた役員の就任は四月一日とする。

第七条 (役員を補充)

役員に欠員が生じた場合、補充の人選は会長、校長に一任する。

施行日 令和3年4月1日

〈常任委員会に関する規定〉

会則第十七条にもとづき本規程を設ける。

第一条（常任委員会の種類）

常任委員会には次の委員会（以下「各委員会」という）をおく。

ただし、実行委員会において必要があると認めたときは委員会を新たに設置もしくは廃止をすることができる。

- ① 学級保健委員会 ② 校外指導委員会 ③ 広報委員会

第二条（委員の選出）

各委員会の委員の選出は次の要領で行う

- ① 2月に行う委員希望調査票により保護者の中から希望者を募り会長が選出する。  
② 校長、副校長以外の教職員は委員となる。

第三条（正副委員長の選任）

1. 各委員会には委員長1名、副委員長2名をおく。  
2. 委員会の正副委員長は各委員会の委員の立候補により選出する。

第四条（正副委員長の任期）

正副委員長の任期は一年とする。ただし再任を妨げない。

第五条（任務）

各委員会は次の活動を行う。

- ① 学級保健委員会：保護者と教職員の共通理解のもとに児童教育に協力し、児童、会員の健康安全の向上と保健環境整備に協力する。  
② 校外指導委員会：校外指導につとめるとともに教育環境整備に協力する。  
③ 広報委員会：各種委員会の伝達、会報発行等の事業を行い会員相互の連絡を密にする。

第六条（活動の停止）

会長は委員長が欠員の場合は、その年の委員会活動を停止することができる。

施行日 令和3年4月1日

## 横浜市立神大寺小学校PTA（保護者と教職員の会） 個人情報取扱規則

### 第1条（目的）

横浜市立神大寺小学校PTA（保護者と教職員の会）（以下、「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA役員名簿及びその他の個人情報データベース（以下、単に「個人情報データベース」という。）の取扱いについて定めるものとする。

### 第2条（責務）

本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護につとめるものとする。

### 第3条（管理者）

本会における個人情報データベースの管理者は、PTA会長とする。

### 第4条（取扱者）

本会における個人情報データベースの取扱者は、PTA本部役員および各種委員会委員とする。

### 第5条（秘密保持義務）

個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

### 第6条（収集方法）

本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

### 第7条（利用）

取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- (1) 会費集金、管理、その他の文書の送付
- (2) 委員会名簿の作成
- (3) 役員選出、各委員選出の資料

### 第8条（利用目的による制限）

本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

### 第9条（管理）

- (1) 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。
- (2) 不要となった個人情報は管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

### 第10条（保管及び持ち出し等）

個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、校内からの持ち出しは、電子メール等の電子媒体経由によるものを含め禁止とする。

### 第11条（第三者提供の制限）

個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

### 第12条（第三者提供に係る記録の作成等）

個人情報を第三者（前条第1号から第4号の場合及び県、市役所、区役所を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 提供する対象者の氏名

- 3 提供する情報の項目
  - 4 対象者の同意を得ている旨
- 第13条 (第三者提供を受ける際の確認等)  
第三者(前条第1号から第4号の場合及び県、市役所、区役所を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。
- 1 第三者の氏名
  - 2 第三者が個人情報を取得した経緯
  - 3 提供を受ける対象者の氏名
  - 4 提供を受ける情報の項目
  - 5 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)
- 第14条 (情報開示等)  
本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。
- 第15条 (漏えい時等の対応)  
個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。
- 第16条 (研修)  
本会は、PTA役員に対して、定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。
- 第17条 (苦情の処理)  
本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理につとめなければならない。
- 第18条 (改正)  
本会の「横浜市立神大寺小学校PTA(保護者と教職員の会)個人情報取扱規則」は、総会において改正する。

#### 附則

本規則は、令和元年5月21日より施行する。